

岩手県選挙管理委員会告示第 78 号

平成 19 年 7 月 29 日執行予定の参議院岩手県選出議員選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり定めた。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成 19 年 7 月 11 日（年齢については、7 月 29 日）
- 2 登録を行う日 平成 19 年 7 月 11 日
- 3 縦覧に供する期間 平成 19 年 7 月 12 日